

豊田工業高等専門学校学生会会則

制 定 昭和42年4月1日
最終改正 平成27年4月1日

第1章 総則

(準拠)

第1条 豊田工業高等専門学校学生準則第23条の規定に基づきこの会則を定める。

(目的)

第2条 本会は本校創立の精神と民主主義の精神にのっとり、会員の自治活動を通じて学生生活の充実と良い校風の樹立を図り、もって良い社会人としての資質を養うことを目的とする。

(名称)

第3条 本会は豊田工業高等専門学校学生会（以下「学生会」という。）と称する。

(構成)

第4条 学生会は豊田工業高等専門学校本科学生を会員として構成する。

(会員の権利義務)

第5条 会員はこの会則に定める権利を有し義務を負う。

第2章 機関

(機関)

第6条 学生会に次の各号の機関を置く。

- 一 学生総会（以下「総会」という。）
- 二 評議員会
- 三 執行部
- 四 選挙管理部
- 五 監査部
- 六 学級会
- 七 部及び同好会

(役員)

第7条 学生会に次の各号の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名

三 書記	2名
四 一般会計	1名
五 議長	1名
六 内務	1名
七 広報	1名
八 監査部長	1名
九 選挙管理部長	1名

2 役員は、同一人が複数の役職を重複して務めることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は学生会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 書記は各議事録通信文等の作成及びその保管にあたる。
- 4 一般会計は学生会一般の財務を処理する。
- 5 議長は評議員会を代表し、総会並びに評議員会での審議の進行を務める。
- 6 内務は学生会活動における物品の貸借等、内務を担当する。
- 7 広報は学生会活動における広報を担当する。
- 8 監査部長は監査部を代表し、学生会の会計に関する監査を統轄する。
- 9 選挙管理部長は選挙管理部を代表し、役員選挙に関する事務を統轄する。

(役員の任期)

第9条 役員は任期は1年とする。

- 2 会長、副会長、書記、一般会計、内務、広報は毎年11月に改選を行い、交代は4月に行う。

(役員は辞任)

第10条 会長、副会長、書記、一般会計、内務、広報が辞任するときは、総会の承認を必要とする。

- 2 総会において、役員は不信任決議案が可決され、又は信任の決議案が否決されたときは辞任するものとする。

第3章 総会

(総会の構成と任務)

第11条 総会は学生会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

(定足数)

第12条 総会は会員の過半数の出席をもって成立し、その議決には出席者の過半数の合意を必要とし、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第44条(会則の改正)の場合はこの限りではない。

2 総会及び評議員会を除く各機関の会議は、その構成員の3分の2以上の出席で成立し、評議員会は構成員の5分の3以上の出席で成立する。又、その議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

(会議の公開)

第13条 各機関の会議は原則として公開する。

(定期総会及び臨時総会)

第14条 定期総会は4月及び11月に開催する。

2 次のいずれかの要求がある場合には、臨時総会を開催しなければならない。

- 一 会員の10分の1以上の要求があったとき
- 二 評議員の3分の1以上の要求があったとき
- 三 会長が必要と認めたとき

(総会の招集)

第15条 総会は会長が招集する。

2 総会の告示は原則として5日前までに行う。ただし、臨時総会の場合はこの限りではない。

(総会の権限)

第16条 総会は次の事項を審議し決定する。

- 一 予算の承認
- 二 決算報告書の承認
- 三 会則の改正
- 四 部及び同好会の新設又は昇格
- 五 部及び同好会の降格又は廃止
- 六 臨時会費徴収の承認
- 七 その他会長が重要と認める事項
- 八 出席者の6分の1以上が重要と認める事項

第4章 評議員会

(評議員会の職務と権限)

第17条 評議員会は総会の代行機関であり、総会議案を除くすべての議案を審議する

(評議員会の構成)

第18条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員)

第19条 評議員は各学級より2名ずつ選出する。

- 2 評議員は議長を除く役員から選出することはできない。
- 3 評議員の任期は1年とし、交代は4月に行う。

(評議員会の議長)

第20条 議長は評議員会を代表し、これを招集する。ただし、議長不在の場合はこの限りではない。

(定期評議員会及び臨時評議員会)

第21条 定期評議員会は原則として総会前の2週間以内に開催し、次のいずれかの要求があるときは臨時評議員会を開催しなければならない。

- 一 会員の10分の1以上の要求があったとき
- 二 評議員の4分の1以上の要求があったとき
- 三 執行部が必要と認めたとき

(評議員会の告示)

第22条 評議員会の告示は原則として5日前までに行う。ただし、臨時評議員会の場合はこの限りではない。

(評議員会への会員の出席)

第23条 役員は、議案について発言するために必要に応じて評議員会に出席することができる。

- 2 評議員会が特別な審議を必要と認めるときは、会員の出席を求め意見を聞くことができる。

(特別委員会)

第24条 評議員会が特別な審議を必要と認める案件に関しては、評議員会に調査、研究のための特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の委員長は評議員会で決定する。
- 3 特別委員会の解散は評議員会の議決によるものとし、特別委員会の委員の任期は同委員会の解散までとする。ただし、最長で設立日から同年度の3月31日までとする。

第5章 執行部

(執行部)

第25条 執行部は学生会の執行機関である。

(執行部の構成)

第26条 執行部は会長、副会長、書記、一般会計、内務、広報をもって構成する。

(執行部の権限)

第27条 執行部は次に掲げる事項を行う。

- 一 学生会行事全般に関する立案と実施
- 二 総会及び評議員会への議案の提出
- 三 総会又は評議員会において議決された事項の執行

(執行部の部会)

第28条 執行部に執行部会を置く。

(執行部会)

第29条 執行部会は執行部員で構成する。

- 2 執行部会は会長が招集し、第27条に掲げる事項について委員会にそれぞれ分割処理させてこれを統轄する。
- 3 執行部会は会長が必要と認めたときに開催する。ただし、定期評議員会前7日以内及び定期評議員会后7日以内には必ず開催するものとする。

(委員会等)

第30条 執行部に委員会を置く。

- 2 委員会は前条第2項に定められた事項を処理する。
- 3 委員会に関する事項は別に定める。

第6章 学級会

(学級会)

第31条 学級会は学生活動の基礎であり、各学級の全員で構成する。

(クラス委員)

第32条 学級会には互選によるクラス委員2名を置く。

- 2 学級会の運営に必要と認められる場合にその他の委員を置くことができる。

(指導教員)

第33条 指導教員は学級会の活動に指導を与える。

第7章 部及び同好会

(部及び同好会)

第34条 部及び同好会は学生会活動の中心であり、会員は原則として部又は同好会に所属するものとする。

(部長教員)

第35条 部及び同好会に部長教員を置く。

2 部長教員は部及び同好会の活動に指導を与える。

(部及び同好会の経費)

第36条 部の経費は学生会から配分される予算による。同好会には原則として学生会予算の配分はない。

第8章 会計

(経費の財源)

第37条 学生会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第38条 会費は月額700円とし、原則として4月及び10月にそれぞれ6カ月分を納入する。

(会計年度)

第39条 学生会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査部)

第40条 学生会には、すべての財務を監査するため監査部を置く。

- 2 監査部は、各学級から1名ずつ選出された部員によって構成する。
- 3 部員は監査部長を除く役員から選出することはできない。
- 4 部員の任期は1年とし、交代は4月に行う。
- 5 監査部員は、本人が所属する団体について監査することはできない。

(監査の実施)

第41条 監査は年2回の定期監査のほか、次のいずれかの要求がある場合に行う。

- 一 評議員の3分の1以上の要求があったとき
- 二 会員の10分の1以上の要求があったとき
- 三 執行部が必要と認めたとき

第9章 役員選挙

(役員選挙)

第42条 会長、副会長、書記、一般会計、内務、広報の選出は全会員からの立候補制とし、選挙は全会員の参加できる直接無記名投票によりこれを選出する。

- 2 議長を選出は評議員の互選による。
- 3 監査部長の選出は監査部員の互選による。
- 4 選挙管理部長の選出は選挙管理部員の互選による。
- 5 役員に欠員を生じたときは、20日以内に新役員を選出しなければならない。ただし、

新役員の任期は前役員の残任期間とする。

(選挙管理部)

第43条 学生会には、厳正な選挙及び投票を執り行うため選挙管理部を置く。

- 2 選挙管理部は、各学級から1名ずつ選出された部員によって構成する。
- 3 部員は選挙管理部長を除く役員から選出することはできない。
- 4 部員の任期は1年とし、交代は4月に行う。
- 5 部員が役員選挙に立候補する場合は、選挙管理部員を辞任しなければならない。

第10章 会則の改正

(会則の改正)

第44条 会則の改正は、評議員会の可決を経たのち総会で出席者の3分の2以上の支持を得なければならない。

- 2 会則改正について前項の同意を経た後、校長の承認を必要とする。

附 則

- 1 学生会の運営に必要な細則は別に定める。
- 2 この会則は、昭和42年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和55年12月10日から施行する。

附 則

この会則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年6月15日から施行する。

附 則

この会則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和63年7月7日から施行し、第19条に規定する評議員、第40条に規定する会計監査委員会委員及び第43条に規定する選挙管理委員会委員についての任期は、昭和63年1月に就任した者から適用する。

附 則

この会則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月26日から施行し、平成16年4月21日から適用する。

附 則

この会則は、平成18年2月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。